

事業経過報告

(令和3年7月1日から令和4年6月30日まで)

総括

前年度から続く新型コロナウイルス感染症への対応、そして極端な酷暑や強雨等、外業に際しては年々厳しさが増していると感じるような気象環境の下ではありますが、社員の皆様には令和3年度も協会事業に積極的に取り組んでいただきました。

その結果として、事業収入は総計では前年度対比95パーセントとなりましたが、法定事業に限りますと同対比103パーセントと前年度を若干ながら上回っており、受託件数も前年度とほぼ同数で推移しています。これは発注官公署に対し、公益社団法人として引き続き信頼いただける業務成果をお渡し出来ている証のひとつであると考え、社員皆様に対しまして、厚く御礼を申し上げます。

会務につきましては、令和5年10月から始まります「インボイス制度」への対応に注力しつつ、Webシステムによるリモート会議と集合形式による会議とを、協議や報告等会議内容を考えた上で併用し、メリハリをつけて実施いたしました。

また6月の社員研修会・説明会は、滋賀県土地家屋調査士会様のご協力により、初めてオンライン配信を併用して実施する等、コロナとの付き合い方を模索しながら活動を進めさせていただきました。

4月からは事務局職員を1名増員することで、会務のさらなる充実と社員皆様の嘱託登記業務を適切にバックアップ出来ますよう、体制の整備に努めているところです。

その他詳細は、各部報告によります。

総務経理関係

(1) 総務部事業報告

本協会の事業計画基本方針を達成するために、公益法人制度関係法令及び当協会の定款・規則・規程に則って以下の事業を実施し、広く社会から信頼される法人として適正な運営を行うことを年度当初の計画に掲げました。

以下各事業についての報告です。

①役員、社員及び職員の研修会の開催。

業務研修会は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から集合形式に加え、Zoomによる参加も可能な形式で開催しました。

また、3月3日に新入社員を対象とした研修会を実施しました。

役員に向けては、3月24日の第8回理事会後終了後に、外部講師によるインボイス制度の基本的内容を学ぶセミナーを開催しました。また、理事会において全公連、近公連が開催した研修会への参加報告を逐次行って情報共有と役員の資質向上を図り、事務局職員とも情報交換を密にするよう心がけました。

②定款・各種規則・規程を常時確認し、法令との整合性を図る。

旅費規程、支所規程の改正を行いました。

③本協会の監督官庁である滋賀県の公益認定相談窓口より運営等において相談、指導を仰ぐ。

運営上の疑問点については都度同窓口に相談し、公益法人として適切な運営に努めました。

またインボイス制度に対する当協会の対応策について相談し指導を仰ぎました。

- ④各種備付書類及び帳簿関係の整理を行い、事務の効率化に努める。

定款の規定により公開を要する書面関係については事務局に掲示し、その他の書類関係については事務局担当者において直ちに確認できるように常に整理しました。

- ⑤ホームページ利活用の充実を図る。

主に対外向けには「新着情報とお知らせ」、社員向けには「予定・動向」の内容を更新、発信しました。また、予定表に Google カレンダーを導入し、利便性を向上させました。

- ⑥社員からの各種報告事項の徹底を行い、協会としての対処の迅速化に努める。

業務処理規則第 1 2 条に基づく報告書及び保険加入の写しの提出の徹底を行いました。

- ⑦委員会制度の充実を図り、社員の帰属意識向上と組織としての効率的かつ適正な活動を目指す。

PC委員会を設置し、オンライン研修についての検討、ホームページの管理等、PC 関連で知識が必要な部分に対応できる体制を整えました。

- ⑧土地家屋調査士による災害時緊急支援体制の確立を行うとともに、防災、減災に向けた研究・提案を行う。

現在進行形で流行している新型コロナウイルス感染症を災害としてとらえ、部会・会議を Web 会議等で行う他、事務局でも感染予防対策に努めました。

- ⑨滋賀県土地家屋調査士会・滋賀県土地家屋調査士政治連盟との意見交換会を実施する。

政治連盟から県議団への要望提出に係る協会の意見要請があり対応しました。また、調査士会、政治連盟との 3 者会議に参加し意見交換を行いました。

- ⑩全公連・近公連が開催する会議へ参加し、事業活動のための情報収集を行う。

全公連・近公連が招集するすべての会議に参加し情報を収集しました。

- ⑪必要に応じて、顧問弁護士に協会運営に係る各種法律解釈等を相談する。

法的解釈を要する事案については顧問弁護士に相談の上対処しました。

- ⑫マイナンバー等の個人情報の適正な管理を行う。

マイナンバー等の個人情報については、保管場所を特定し適正な管理に努めました。

- ⑬リモート会議ツールを利用した新たな意見交換や、効率的な情報伝達の環境整備を図る。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、部会・会議の一部を Web 会議で行いました。

- ⑭「働き方改革」を実践するための課題について検討する。

将来に向けて適切な事務局体制が維持できるよう、職員増員を検討し、1名の増員を行いました。

- ⑮上記①から⑭に掲げる事業に対する定期的検証及び理事会での報告を徹底する。

理事会ごとに各部長および各担当者からの報告を実施して事業の進捗状況の把握を行いました。

(2) 経理部事業報告

公益法人会計基準を遵守し、円滑な事業活動が実施できるよう適正なる会計処理を行うために以下の事業を実施することを年度当初の計画に掲げました。

以下各事業についての報告です。

- ①適正な予算執行と資金繰り状況の把握を行い、事業推進の円滑な実施を図る。
本協会の事業計画に則った予算執行を常に意識して事業が円滑に実施されるように努めました。また、各会計の残高と予算執行状況、経常経費等を注視し、資金繰り状況の把握に努めました。
- ②公益法人としての活動を実施するための各部からの意見を収集し、事業支出での適正なる対応を行う。
自主事業の進捗率を注視し、各部担当部長から意見を収集して適正に事業支出することにより、計画的かつ速やかに事業が完了できるよう努めました。
- ③公益事業会計において、収支相償を常に意識した会計処理を図る。
公益法人会計基準における大原則である公益事業会計の収支相償を達成できるように常に収入と支出との関係を注視するよう努めました。
- ④公益事業会計及び法人会計のより適切な配賦基準を検討する。
各会計間の配賦基準が適切であるか検討しました。
- ⑤顧問税理士と協議を行い適正なる会計処理を図る。
決算や中間決算の前には顧問税理士に確認を求め、会計基準に則った適正な会計処理ができるよう努めました。
また、疑問点があった場合などに顧問税理士と相談を行い、適正な会計処理ができるよう指導・助言を受けました。
- ⑥インターネットバンキングの利用により入出金、残高のチェックを行い、事務局にて適正な会計処理が行われるよう監督を行う。
インターネットバンキングにて通帳残高及び入出金をチェックして事務局にて適正な会計処理が行われるよう監督に努めました。
- ⑦上記①から⑥に掲げる事業に対する定期的検証及び理事会での報告の徹底を図る。
昨年度に続き、年度当初より新型コロナウイルスの影響で先の読めない状況がありましたが、各事業に対して定期的に検証し、本協会の会計基準や規程に則った適正な会計処理に努め、理事会等で報告を行いました。また、令和5年10月1日にスタートする適格請求書等保存方式（インボイス制度）が当協会の会計に及ぼす影響について検討しました。

業務事業推進関係

（１）業務部事業報告

本協会の基本方針に則り、不特定多数の国民に不動産における権利の明確化に寄与することを目的として以下の事業を実施しました。

- ①業務担当社員に各種報告事項の提出を徹底する。
公益法人として把握しておくべき情報を収集する機能が着手届にあることの周知を徹底致しました。着手届の機能として、官庁からの業務発注や相談があった際には業務担当社員を把握する為に使用すること、業務が完了した際に提出する完了届には、自主事業①の境界標識及び自主事業②の引照点を設置した個数を把握する為に使用することの説明を致しました。

②報酬額の適正な運用の徹底及び業務担当者への助言・支援を行う。

令和3年度は、集合形式とZOOMによるハイブリット形式で事例を用いた算定調書の作成につき研修会を開催しました。また、全ての業務につき理事会において業務承認を行いました。

③成果品のデータ収集を行い、協会におけるデータ管理の安全性を図る。

社員から提出された成果品の収集について、改善点を検討しながら、成果品の管理を行いました。また、利用環境の向上及び安全性の確保に努めました。

④関連事業における地図作成業務への支援体制を検討し、積極的に地図整備事業へ参加を図る。

事業推進部と連携をし、支援規程に基づき作業班の効率化を検討しました。

⑤自主事業を推進することにより、広く県民の不動産における権利の明確化を図る。

別記の自主事業につき、担当理事を選任し、事業を実施しました。

⑥オンライン申請の推進を行うことにより、法務行政への寄与を図る。

オンライン申請、さらには調査士報告方式を嘱託登記業務に利用して頂きやすくするため、協会が電子署名を取得しました。協会が発行する委任状について社員説明会で説明をしてオンライン申請の利用促進をしました。

⑦上記①から⑥に掲げる事業に対する定期的検証及び理事会での報告の徹底を図る。

各項目に関し、定期的に検証を行い、理事会へ報告を行いました。

(2) 事業推進部事業報告

本協会の基本方針に則り、事業の推進を行うため業務部と連携して以下の事業を実施しました。

①委託契約に関する事項

ア 大規模事業への参画

法第14条第1項地図作成作業やその他の入札への参加はいたしましたが、残念ながら落札には至りませんでした。

イ 契約先関係各課へのさらなる制度の啓発

年度当初および年始に役員による挨拶回り、制度啓発を行いました。

ウ 未契約市町への継続的提案

支所長による情報収集や本協会のパンフレットの作成及び配布を行いました。

エ 官民境界確定補助業務の研究

官民境界確定補助業務について大津市からの相談があり対応し、引き続きどのように参画できるのかを検討をしています。

オ 筆界特定業務の研究

主に常任理事会において公益法人としてどのように関与する事が適切かを検討しています。

②研修会・講演会及び社員教育に関する事項について

ア 報酬額運用の研究

業務部と連携して新入社員研修会及び業務研修会で使用する例題を検討しました。また、近公連から要請のあった「公嘱業務報酬額運用基準の運用について」に滋賀協会として回答いたしました。

イ 成果品管理の研究

全公連、近公連での情報収集を行い検討しました。

ウ 外部研修への講師派遣

令和3年度は毎年度ご依頼のあった滋賀県土木技術職員研修からのご依頼がありませんでした。

③他団体等との協議会、研修会に関する事項について

ア 近公連、全公連、他協会主催の研修会への参加
関係団体主催の研修会等への参加

- 1 全公連研修会（令和3年10月22日・ZOOMにて）
「地籍の要としての表題登記～わが国の問題状況と大変革への動きの加速～」
講師 弁護士 寶金 敏明氏
- 2 全公連研修会（令和3年11月12日・ZOOMにて）
「狭あい道路整備事業について、公共調達に係る近年の環境変化について」
講師 全公連副会長 堀 次夫氏
- 3 全公連研修会（令和4年2月14日・ZOOMにて）
「協会におけるインボイス」
講師 税理士 森下靖也氏（森下税理士事務所・静岡県静岡市）
- 4 全公連研修会（令和4年2月14日・ZOOMにて）
「所有者不明土地問題について」
講師 井林たつり氏（自民党 衆議院議員）
- 5 全公連研修会（令和4年6月1日・集合及びZOOMにて）
「公益法人の運営と法改正の留意点について」
講師 （公財）公益法人協会 公益相談室室長 上曾山 清氏

④広報に関する事項について

ア 各種自主事業成果の公開

各種自主事業の公開及び公開に向けた検討を行いました。詳細は後述します。

イ 調査士会主催事業への協賛

令和3年度に協賛対象となる調査士会事業がありませんでした。

⑤上記①から④に掲げる事業に対する定期的検証及び理事会での報告の徹底を図る。

各項目に関し、定期的に検証を行い、理事会へ報告を行いました。

別 記

（ア）自主事業①（境界標埋設設置）

◎具体的事業の内容

完了報告書において報告を受けた境界標設置個数データの整理。事業報告として以下の表にまとめました。

◎期間・条件

令和3年7月1日から令和4年6月30日までに完了報告かつ成果品がありチェック済のもの

報告個数内訳表（支所別） ※ 括弧書きは昨年度

支所	個数	支所	個数
大 津	1 7 6 個 (1 2 6 個)	高 島	0 個 (7 8 個)
草 津	1 0 2 個 (4 4 個)	守 山	1 3 8 個 (3 1 個)
甲 賀	1 1 2 個 (2 0 3 個)	東近江	3 4 5 個 (2 6 3 個)
彦 根	2 4 1 個 (1 9 3 個)	長 浜	2 0 8 個 (5 8 個)
合計（個数） 1 3 2 2 個（9 9 6 個）			

報告件数内訳表（支所別） ※ 括弧書きは昨年度

支所	件数	支所	件数
大 津	1 9 件（1 0 件）	高 島	0 件（1 件）
草 津	8 件（6 件）	守 山	8 件（2 件）
甲 賀	6 件（8 件）	東近江	1 9 件（1 7 件）
彦 根	3 0 件（1 8 件）	長 浜	1 2 件（5 件）
合計（件数） 1 0 2 件（6 7 件）			

◎事業に対する検証

本年度の設置枚数は前年度に比べ326枚増加し、件数35件増でした。2年連続の減少となった一昨年度・昨年度よりも境界標識の設置を要する業務が多くなったのではないかと推測いたします。

◎令和3年度実施による反省点や次年度活動への提案等

年々、TKファイルの数量記入の正確さや、成果品の完成度が高く感じられ、ご協力に感謝いたします。アルミプレート配布につきましては、新型コロナウイルスの影響で直接手渡す機会が少なくなったことにより、今年度も郵送での配布を行いました。設置枚数の多い社員への適切な配布方法について引き続き検討を行ってまいります。

(イ) 自主事業②（引照点等の標識設置事業）

◎具体的事業の内容

社員からの報告によるアルミベースクリアー設置個数データの整理。事業報告として以下の表にまとめました。

◎期間・条件

令和3年7月1日から令和4年6月30日までに完了報告かつ成果品がありチェック済のもの

報告個数内訳表（支所別） ※ 括弧書きは昨年度

支所	個数	支所	個数
大津	22個（19個）	高島	0個（1個）
草津	2個（0個）	守山	2個（2個）
甲賀	0個（1個）	東近江	0個（1個）
彦根	2個（3個）	長浜	8個（5個）
合計（個数）		38個（32個）	

◎事業に対する検証

本年度の設置個数は38個でした。昨年度の設置個数も表示しておりますが、今年度は昨年度から微減しました。

◎令和2年度実施による反省点や次年度活動への提案等

本年度設置個数は38個で、昨年度の32個から少し増加しました。自主事業①の境界標識設置事業102件と自主事業②の引照点等の標識設置事業19件と件数に開きがありました。自主事業②に関しては測量からの業務発注を対象としてお願いしている事業なので、各社員が常に数個のベースクリアーを保管し、現場作業に携行して、基準点・引照点の設置時に使用していただければと考えています。設置された際には、協会ホームページの社員専用サンプルファイル（ベースクリアー仕様書）を確認し、設置報告書の点名と図面上の点名を同一のものにしてください。

(ウ) 自主事業③（街区基準点亡失調査事業、基準点公開事業）

◎具体的事業の内容

街区基準点亡失調査・データの整理・亡失調査終了後の基準点に関する継続的事業計画等。事業担当者選任後、実施区域の検討を行いました。

また、インターネット上に新たにサイトを作成し、既存基準点と亡失基準点を色分けによって可視化し、亡失調査の結果を更新維持管理して一般の方への公開をすることができました。

◎実施予定区域

- ① 草津市エリア（来期予定）
- ② 長浜市エリア（来期予定）

◎事業に対する検証

前回調査（平成24年度～平成26年度）で正常であった点のみの再調査を予定致しました。調査方法および費用面の検討をし、事業予算に応じた点数を調査する為の場所選定を致しました。

◎令和3年度実施による反省点や次年度活動への提案等

令和4年度は感染状況を見ながら、3年度に検討した実施区域での調査を進めたいと考えます。

(エ) 自主事業④（地図作成地域の公開事業）

◎具体的事業の内容

収集した地図に地図作成地域を記入し公開。

◎実施区域

今年度は実施区域なし。

◎事業に対する検証

委員会設置のため、社員募集を行い次年度以降に事業をすることができる体制を整えました。

◎令和3年度実施による反省点や次年度活動への提案等

<次年度計画>

※ 新型コロナウイルスの感染懸念が小さくなり次第、昨年度の作業予定を実施。

1. 調査未了の土地改良区域での14条地図判定収集データの整理
2. ホームページで土地改良区域での14条地図作成地域の公開を随時おこないます。

今後、官庁の地籍調査事業（各市町）及び法14条地図作成事業（法務省）地域を選定する資料として利活用できるように公開地域の拡大を図ります。

◎令和4年度タイムスケジュール

7月～12月 収集データの検証及び公開システムの検討及び研究

12月～6月 法14条地図作成実施区域および地籍調査実施区域並びに土地改良事業実施区域における法14条地図の整備情報を収集しホームページへ反映

(オ) 自主事業⑤(境界や公共嘱託登記に関する知識の普及啓発事業)

◎「令和3年度土地月間県民フォーラム」の開催

共催者である滋賀県県民活動生活課、(公社)不動産鑑定士協会との協議により、講演会は密を避けるためにオンライン形式とし、無料相談会のみを会場にて滋賀県感染防止対策基準にのっとり実施しました。

日時 令和3年10月23日(土)

会場 市民総合交流センター キラリエ草津

内容 土地に関する無料相談会 午前10時～午後4時(相談は1組30分間)

オンライン講演会 自筆証書遺言書保管制度について

講師 大津地方法務局彦根支局 遺言書保管官 水野啓吾氏

◎無料相談会の実施

毎週木曜日、協会事務局にて官公署の嘱託事件を対象とした無料相談会を実施し、理事が交代で対応しました。ただし新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、滋賀県下の感染状況が警戒ステージの間は理事の出務を自粛し、必要な際は理事長、副理事長が対応する事としました。

また、社員には日々の業務で訪れる官公署において、職員からの相談には無料相談の一環として、真摯に対応していただきました。

◎講師派遣

事業推進部報告を参照してください。

(カ) 自主事業⑥(自然災害等の被災地方自治体に対する支援活動)

今年度は、全公連作成のパンフレットを各市町に配布する中で、全公連加盟協会の相互の協力体制と、災害復興が迅速に行えるための測量関連企業との協定についても紹介しました。

また、役員の改選に伴う災害時の連絡網の更新を行いました。これに関連し、災害時の具体的行動についてWEB会議システムの利用等、継続的な研究・検討をしました。

(キ) 自主事業⑦(防災事業)

「土地月間県民フォーラム」において、当協会作成の「地籍調査の推進」及び、「狭あい道路解消」のパンフレットを配布しました。また、全公連作成のパンフレットでもインフラ整備のお手伝いとして、「地図整備事業の推進」、「狭あい道路解消」等を分かりやすく紹介されており、このパンフレットを各市町に配布しました。

「狭あい道路解消」等の事業は、各市町によって取り組み状況がかなり違っていますので、継続的な計画として各自自治体の実情を調査し公益社団法人としてお手伝いできないか検討をするための情報の整理を行いました。

令和3年度事業報告には、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第34条第3項に規定する附属明細書「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しないので作成しない。

令和4年8月

公益社団法人 滋賀県公共嘱託登記土地家屋調査士協会